

#### 第6回特許権の効力

## 技術開発と法

アップル(スティーブ・ジョブズ) の活動から学ぶ・・ 遠山 勉

## 【授業計画】

- 第1回 技術開発をめぐる法律 の全体像
- ・ 第2回 特許法の概要
- 第3回 特許法の保護対象(発明:特にプログラムについて)
- 第4回 特許の要件(実体的要件)
- 第5回権利主体と特許取得 手続
- 第6回 特許権の効力(1)
- 第7回特許権の効力(2)
- 第8回 知的財産保護の国際 的制度

- 第9回著作権法の基礎知識
- 第10回 カラオケ法理
- 第11 回 ライセンス契約に よる知的財産管理
- 第12 回 営業秘密の法的 保護
- 第13回 職務として知的財 産を開発する際の法規制
- 第14回知的財産戦略、著作権法2009年改正
- 第15 回 ウェブサイト開設に 伴う問題

## 特許権の効力

- 特許法第68条・業として特許発明を実施する権利を専有する
- 特許発明を独占排他的に使用・収益・処分する権利
- 積極的権利(実施権)
- 消極的権利(禁止権)

## 実施行為独立の原則

- ・実施・・2条の定義・・生産・使用・譲渡
- ・権原なきAが特許製品Xを生産し、その製品X をBがAから仕入れて販売し、BかCが購入して、 製品Cを業として使用した場合、Aだけでなく、 B,Cの行為も侵害。

## 特許侵害

- 差止請求権
- 損害賠償請求権
- ・過失の推定
- ・ 米国では、故意侵害・3倍賠償
- 刑事罰

## 侵害の判断

- 実施した発明が特許発明の技術的範囲に属するか否か(特許法70条)
- 第70条 特許発明の技術的範囲は、願書に添付した特許請求の範囲の記載に基づいて定めなければならない。
- 2 前項の場合においては、願書に添付した明細書の記載及び図面を考慮して、特許請求の範囲に記載された用語の意義を解釈するものとする。
- 3 前二項の場合においては、願書に添付した要約書の記載を考慮してはならない。

## 権利一体の原則

- 特許権侵害の要件事実として、当該特許発明の実施事実が問題となる
- 請求の範囲の構成要件をすべて備えたとき、 権利侵害が成立する
- ・これを権利一体の原則という

## 利用発明は特許侵害

- (他人の特許発明等との関係)
- ・第72条 特許権者、専用実施権者又は通常実 施権者は、その特許発明がその特許出願の日 前の出願に係る他人の特許発明、登録実用新 案若しくは登録意匠若しくはこれに類似する意 匠を利用するものであるとき、又はその特許権 がその特許出願の日前の出願に係る他人の意 匠権若しくは商標権と抵触するときは、業として その特許発明の実施をすることができない。

# 下記の(1)~(3)の関係を考えよ

(1) Aと、Bと、Cとを備えた装置

(2) Aと、Bと、Cと、Dとを備えた装置

(3) Aと、Bと、 Dとを備えた装置

## ボールペンの例 (1) 単芯ボールペン



Xが、A+Bからなるボールペンについて日本 国特許取得

Yが、中国でA+Bからなるボールペンにクリップ付きキャップC+Dを付けて製造し、日本で販売。Yは、Xの許可必要?



★XがAとBからなるボー ルペン発明

• A: 筒状本体

• B:芯

★Yが、クリップつき キャップを有するボー ルペンを発明

C:キャップ

■ D: キャップのクリップ

## (2) 単芯ボールペン・ノック式

#### ★Yに対抗し、Xは、キャップ無しボールペンを発明



問い:Xの新発明、A+B+D+E1からなる ボールペンは、YのA+B+C+D発明品に抵 触するか



■ B:芯

D:クリップ(本体 に設けた)

E1:ノック式繰り出し機構(プッシュ・プッシュ式カム機構)



## (3) 2芯ボールペン・ノック式

Xのノック式ボールペンは売れに売れた。Yはくやしがった。そこで、Yは芯を2本とし、Xのプッシプッシュ式繰り出し機構E1とは異なる、選択繰り出し式のノック式繰り出し機構を開発した。

A: 筒状本体

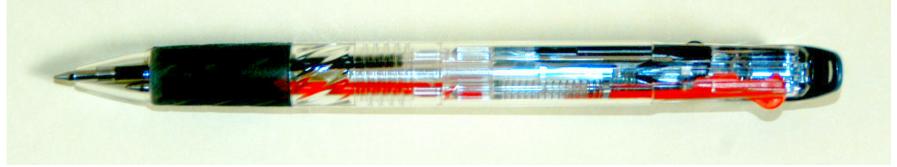
• B2:2本の芯

• D: クリップ

E2:ノック式繰り出し

機構

問い:Yの新発明、A+B2+D+E2からなるボール・ペンは、XのA+B+D+E1発明品に抵触するか。Xが、A+B+E(繰り出し機構一般・E1の方式に限定せず)で権利取得していた場合はどうか



## (4) 4芯ノック式アイライナー

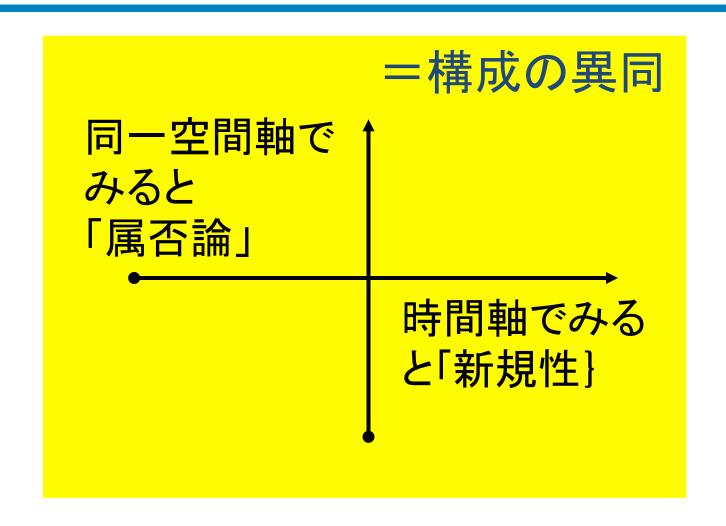
Yのボールペン(3)を購入したZは、化粧品メーカーの開発者。2芯ノック式繰り出し機構を利用して、アイライナーを開発した。

問い:Zの新発明、A+B3+D+E2からなるアイライナーは、YのA+B2+D+E2に抵触するか。なお、Yの発明はその繰り出し機構E2が画期的であるとされ、特許庁での年間最優秀発明賞を得たものであった。

- A: 筒状本体
- B3:4本の棒状化粧 料
- D: クリップ
- E2:ノック式繰り出し 機構・発明(3)と同じ



## 発明の異同



## 間接侵害

- 特許発明の内容全体の実施に至らない場合でも、特許権侵害を誘発する可能性が高い 態様の行為
- 特許法101条
- のみ「専用品」侵害(1号、4号)
- 事情を知っている故意侵害(2号、5号) 侵害の予備行為
- 所持侵害(3号、6号)模倣品対策

## 損害賠償額比較

添付 1: 日米特許訴訟における高額損害賠償額比較

		原告	被告	特許技師	評決額
	1	セントコア	アボット	バイオ	1,338 億円
	2	ルーセント	マイクロソフト	情報	1,200 億円
	3	アップル	サムスン	情報	800 億円
米国	4	ミラー・ワールド	アップル	情報	500 億円
2005年	5	サフラン	ボストン・サイエンス	バイオ	345 億円
~	б	ユニロック	マイクロソフト	情報	310 億円
2012年	7	ルーセント	マイクロソフト	情報	294 億円
	8	ハイニックス	ランバス	情報	246 億円
	9	メドトロニック	ボストン・サイエンス	バイオ	200 億円
	10	デピュー	メドトロニック	バイオ	181 億円
	11	i4i	マイクロソフト	情報	160 億円
出声: "Jury Patent Damages Verdicts (1-1-05 to 1-16-11)" The University of Houston Law Center 2011					

| ALFI | Jury Patent Damages Verdicts (1-1-05 to 1-10-11) The Oniversity of Houston Law Center 2011

		事件番号	判決日	権利対象	評決額
日本	1	平成 12年(ワ)第 6714号	2001年12月21日	帯鋼巻取装置	4億3,350万円
1999年	2	平成 11 年(ワ)第 24433 号	2001年9月6日	温風暖房機	2億8,461万円
~	3	平成 9年(ワ)第 938号	1999年11月4日	芳香性液体	2億6,730万円
2007年	4	平成 17年(ワ)第 6346号	2007年2月15日	紙おむつ	1億1,103万円
	5	平成 17年(ワ)第 17182号	2009年8月30日	記憶回路	1 億円

出所:「日米間における特許権の行使に関する諸問題についての調査研究報告書」財団法人知的財産研 究所 平成 20年

## 共有の場合の注意点

- (共有に係る特許権)
- 第七十三条 特許権が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その持分を譲渡し、又はその持分を目的として質権を設定することができない。
- 2 特許権が共有に係るときは、各共有者は、契約で別段の定をした場合を除き、他の共有者の同意を得ないでその特許発明の実施をすることができる。
- 3 特許権が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その特許権について専用実施権を設定し、又は他人に通常実施権を許諾することができない。

## 実施権の設定

- (専用実施権)
- 第77条 特許権者は、その特許権について専用実施権を設定することができる。
- 2 専用実施権者は、設定行為で定めた範囲内において、業としてその特許発明の実施をする権利を専有する。
- 3 専用実施権は、実施の事業とともにする場合、特許権者の承諾を得た場合 及び相続その他の一般承継の場合に限り、移転することができる。
- 4 専用実施権者は、特許権者の承諾を得た場合に限り、その専用実施権について質権を設定し、又は他人に通常実施権を許諾することができる。
- 5 第七十三条の規定は、専用実施権に準用する。
- (通常実施権)
- 第78条 特許権者は、その特許権について他人に通常実施権を許諾することができる。
- 2 通常実施権者は、この法律の規定により又は設定行為で定めた範囲内において、業としてその特許発明の実施をする権利を有する。

## 実案・意匠・商標法と比べると

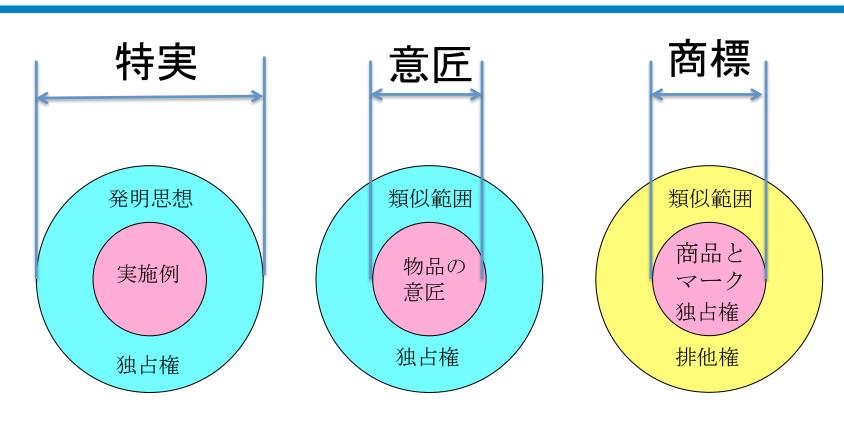
#### 創作保護法

- 実案法: 物品の形状、構造又は組合せに係る 考案の保護及び利用により、考案を奨励
- ・ 意匠法: 意匠の保護及び利用により、意匠の 創作を奨励

#### 信用保護法

商標法:商標を保護することにより、商標の使用をする者の業務上の信用の維持を図り、もつて産業の発達に寄与し、あわせて需要者の利益を保護することを目的とする。

## 特実・意匠・商標 保護対象と保護範囲



発明思想・技術思想 を対象として保護の 仕組みを作る 具体的外観(意匠) を対象として意匠の 創作保護の仕組みを 作る

識別標識をを対象と して業務上の信用の 保護の仕組みを作る

## 著作権との比較

- (1)被告の著作物が原告の著作物に依拠して創作されたこと
- ・ (2)被告の著作物が原告の著作物と類似すること
- (3)被告が、著作権法に定める利用行為を行ったこと
- 特許法・発明の技術的範囲に属するか否かという客観的事実だけで・特許発明の知・不知にかかわらず、特許権侵害となる。
- 著作権法 依拠性を要する。たとえ他人の著作物と同一性があったととしても、他人の著作物に依拠していない、独自に創作活動を行った結果であれば著作権の侵害ではない。

## 効力の及ばない範囲

- 特許法68条・業としてではない(個人使用)
- 特許法69条
  - 試験•研究
  - 単なる通過(交通手段)
  - 出願時の日本国内既存物
  - -調剤行為
- ・ 消尽・・いったん流通に置かれて
- ・ 属地主義と特許独立の原則

## 消尽論(国内)

- ・ 半導体集積回路の回路配置に関する法律
- (回路配置利用権の効力が及ばない範囲)
- 第12条 3 回路配置利用権者、専用利用権者又は通常利用権者が登録回路配置を用いて製造した半導体集積回路(当該半導体集積回路を組み込んだ物品を含む。以下この項において同じ。)を譲渡したときは、回路配置利用権の効力は、その譲渡がされた半導体集積回路を譲渡し、貸し渡し、若しくは貸渡しのために展示し、又は輸入する行為には、及ばない。

## 国際消尽論

• 真性商品の並行輸入の問題

日本と外国で同一発明についてそれぞれ特 許権を取得したAが、当該外国で製造した製 品を日本の正規輸入業者でない者が、外国 でAから購入し、日本に輸入した場合、Aは日 本の特許に基づき、輸入差し止めできるの か?

## Apple/Steve Jobs の技術開発

- 1975 ウォズ Apple I のプロトタイプ
- 1976 Appleコンピュータ社設立
- 1977 Apple II
- 1979 パロアルト研究所でAlto を見る
- 1980 Apple III
- 1983 Lisa
- 1984 Lisa 2, Macintosh
- 1985 Jobs退社,Next設立
- 1986ピクサーを買収

- 1995ディズニーと契約/トイ・ストーリーで成功
- 1996 Apple社Next買収し、 Jobs復帰
- 1998 初代iMac
- 2001 iTunes(1月), iPod(12月)
- 2003 iTunes Music Store, iTunes for Windows
- 2007 iPhone
- 2010 iPad
- 2011,10,05 Jobs 永眠

## Steve Jobsの場合

#### 一方で



http://ja.wikipedia.org/wiki/Think different

### 他方で

#### 偉大な芸術家は盗む





ピカソ・クラナッハによる婦人像 高階 秀爾 ピカソ 剽窃の論理 (ちくま学芸文庫) p100

## Jobsの模倣と創造

- アセンブリー・イミテーション
- 「アップルの本領は、自社のアイデアと外部の技術を 縫い合わせて、その成果にエレガントなソフトウェアと スタイリッシュなデザインをまとわせることにある・・・技 術のオーケストレーターであり、インテグレーターであ る。外部からアイデアを取り入れることを恐れず、そこ に必ず独創的な工夫を加える」エコノミスト誌からの引 用

(オーデット・シェンカー 「コピー・キャット」東洋経済p104)

「新しいアイデアだけでイノベーションが生まれるわけではない。そのアイデアを現実とする行為も等しく重要なのだ。」 ウォルター・アイザックソン「Steve Jobs」講談社 p166

## 模倣の連鎖と遮断

ゼロックス

パロアルト研究所 **Alto**  アップル

Macintosh

マイクロソフト

Windows

開発時 要素技術の外部調 達 製品化後 コアはクローズ 周辺はオープン

## iPod の技術戦略

iPod	iTunes	サードパーティ
	Management of the San Color Ma	技術の調達
Thotal Photal P	** A STATE OF THE	元アップルのビル・キンケイド他の「サウンド・ジャム」
	Music Store	周辺機器の開発
	The second secon	オープン utomu TOYAMA All Rights Reserved

## Steve Jobs の知財問題

1976 Appleコンピュータ社設立 アップルという社名(p114)・アップル・コア社(ビートルズ)から商標権侵害で訴えられる(1978年)。2007年決着(30年戦争)。・・・その後、ビートルズEMI との間でのデジタル著作権の扱い方法が決まり、アップルのiTunesにビートルズの楽曲も登場する。p363

1979 ゼロックスのパロアルト研究所でAltoを見る・・ビット・マップとGUIを使ったオブジェクト指向プログラミング言語ゼロックス・・開発中の技術を見せ、その見返りとして1株約10ドルでアップルの株式10万株を購入する、という契約。P162

1984 Macintosh・ジェフ・ラスキンリンゴの品種McIntoshにちなんで命名。但し、オーディオメーカーのMcIntosh Laboratoryが存在。そこで、綴りをMacintoshとする。P181・Jobsは、ラスキンを追い出した後、バイシクルにしたが、1ヶ月も立たないうちに元に戻る。P191・その後問題になるp232

訴訟 Zen特許・2006和解 対Googleアンドロイド携帯p343 対サムソン・・アップル勝訴 訴訟合戦となる

## 【テキスト・参考文献等】

- 教科書:講義レジュメにしたがって授業を行う(レジュメは配布しないので注意すること)。
- 参考書:
  - 高林龍「標準特許法」有斐閣(第4版) 2011 年発行 ¥2,730
  - 中山信弘「特許法」弘文堂(第2版) 2012 年発行 ¥4,410
  - 中山信弘「マルチメディアと著作権」(岩波新書)
  - ★知っておきたい特許法 [単行本] 工業所有権法研究グループ (著) 1890円
  - ★スティーブ・ジョブズ I [ハードカバー] ウォルター・アイザックソン (著),井口 耕二 (翻訳)

## お疲れ様でした

- 著作者 弁理士 遠山 勉
- Email :pattom@nifty.com
- 授業の資料はここに
- 知財文化: http://www.ne.jp/asahi/patent/toyama/
- 無断複製・改変・配布を禁じます。

Copyright (C) 2013